

編集委員会からのお知らせ —会誌「騒音制御」の電子アーカイブ化に伴う著作権の委託について—

編集委員会委員長 今泉博之

会誌「騒音制御」(以下、「騒音制御」という)は本号で33巻2号となりました。創刊以来「騒音制御」は、騒音・振動およびその制御についての学術研究や技術開発などに関する様々な情報を、会員を中心に一貫して伝えてきました。そして近年ではその領域が広がり、社会生活環境の一層の快適さや安全性をも視野に入れた本学会活動の情報発信の場となっています。

一昔前までは発信される情報の殆どが“紙”を媒体にして伝達されていましたが、近年その情報が電子化され CD-ROM などの記憶媒体で流通したり、インターネットの劇的な普及に伴いウェブサイトを紹介して情報へアクセスしたり、それらを閲覧することなども日常的に行われるようになりました。この流れは学術関連情報に関しても例外ではありません。このような背景の中で独立行政法人科学技術振興機構(以下、JST という)は、国内の学術誌の国際発信力の強化と重要な知的資産の保存などを目的にその誌面を電子データ化し、同機構インターネット上で公開する事業(以下、電子アーカイブ事業という)を平成17年度から開始しています(http://www.journalarchive.jst.go.jp/japanese/top_ja.phpを参照して下さい)。

(社)日本騒音制御工学会(以下、工学会という)はその後、JST からこの電子アーカイブ事業への参加を呼び掛けられましたが、会員へのメリットおよびデメリットの見極めが難しいなどを主な理由に、応募には至りませんでした。しかし今年度改めて募集案内が届けられたため、編集委員会および事務局で諸学協会の対応状況や本事業内容に係る情報収集を行い、その結果を踏まえ理事会で協議した末に、今年度初め電子アーカイブ事業に応募し、その対象誌として選定されました。その後現在まで理事会の承認を得て、編集委員会と事務局を中心として電子アーカイブに向けた準備を進めてきましたが、「騒音制御」に掲載された記事に係るデータをJSTが運用するデータベースサーバに保存する必要があるため、

著作権法により、その掲載記事の著者からJSTに対してその著作権(複製権、公衆送信権を含む)を許諾または譲渡する必要があることがわかりました。

ご存知の通り、「騒音制御」の投稿規定では投稿論文・技術報告などの著作権は著者に帰属し、工学会は編集著作権を持つ一方で、著者は著作権の一部(複製権、出版権)の使用を工学会に委託することとなっていて、その使用は学術研究の普及・発展を目的とする事業に限られています。この規定は、将来的にネットワーク上での公開や電子媒体での出版を活用し迅速な情報の発信を実現させることを目指して、従前の規定から見直された経緯があります。その中で、今回の電子アーカイブにおいて必須な著作権の中の公衆送信権について言及していませんが、投稿規定の見直しに当たっての趣旨は、まさに公衆送信権までも見据えていたことが容易に読み取れます。詳細は「騒音制御」25巻1号を参照して下さい。

つきましては、「騒音制御」に掲載される論文・技術報告などの記事全般について、公衆送信権も含めた著作権の使用を工学会に委託いただきたく、ここに会員ならびに著者の皆様のご理解とご了承をお願い申し上げます。もちろん、その使用は学術研究の普及・発展を目的とする事業に限られますが、今回の電子アーカイブ事業はこの目的に適合するものと考えています。また既に刊行された「騒音制御」の著作権についても、今後の著作権と同様の扱いとさせていただきますので、併せてご了承をお願い申し上げます。なお、この件に関してご質問、ご意見などございましたら編集委員会までお知らせいただければ幸いです。

最後に、公衆送信権も含めた著作権の使用を工学会に委託いただくことの詳細について、今後「騒音制御」の投稿規定に反映させるよう編集委員会で検討を進める予定ですので、ご承知おきのほどお願い申し上げます。